

重 要 事 項 確 認 書

全 員 確 認 事 項		確認欄
1	虚偽申告や育児休業の延長を目的とした、入所意思のない申込はできません。発覚時は、内定取消や退所となります。	□
2	希望する施設は必ず見学の上、記入してください。 内定後の辞退は申込取下げとなり、別施設を希望する場合は改めて申込が必要です。	□
3	内定後、入所前に所定の面接・健康診断を受けてください。 面接・健康診断を受けられない場合やその結果により、施設での受け入れが困難と判断された場合は内定取消しとなります。	□
4	円滑な手続のため、施設へ保護者の連絡先を提供します。	□
5	保育料を期日までに納付することに同意します。 <small>※月途中より登園しなくなる場合でも、1ヶ月分の保育料を徴収します。</small> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料・給食費に滞納があった場合、自宅・職場等への訪問徴収、児童手当等からの充当を行います。 ・きょうだいの保育料・給食費に滞納があった場合、入所はできません。 ・3カ月分を滞納し、かつ、納付の相談や要求に応じない場合、退所となる場合があります。 	□
6	施設入所にあたり、必要な情報を各担当課より取得することがあります。	□
7	入所当初は、保育時間を短縮した『ならし保育』を実施する場合があります。施設によって規定が違うので、必ず施設に確認してください。また、短縮中であっても、保育料は通常どおり徴収します。	□
8	提出済の申請書を返却することはいたしませんので、申請書のコピー等は提出前に保護者自身で行ってください。	□

上記・裏面の必要事項について確認し、同意しました。

令和 年 月 日

保護者氏名

児童氏名 _____ (令和 年 月 日生)

児童氏名 _____ (令和 年 月 日生)

児童氏名 _____ (令和 年 月 日生)

※裏面の「該当者のみ確認事項」もご確認ください

(表面)

